

(仮称) 市川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

1 条例制定の理由

誰もがある日突然、犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族となってしまう可能性があります。また、犯罪被害者等の方々は、直接的な被害だけでなく、その後の副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

国は、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等支援政策を推進する中、令和5年度から6年度にかけて開催した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」において、地方の犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村の果たすべき役割は大きいと提言しております。

千葉県は、令和3年度に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和4年3月には、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

そのような近年の犯罪被害者等支援の積極的な動向を受け、犯罪被害者等の支援にかかる市の姿勢を示す必要があることから、犯罪の被害者等となってしまう市川市民の権利利益の保護と被害の早期回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与するために、犯罪被害者等支援条例を制定します。

2 条例案の内容

条例の内容は、目的、定義、基本理念、市の役割、市民等の役割、相談、情報の提供等、市民等への啓発活動等、民間支援団体への支援、見舞金の支給等、支援を行わないことができる場合、委任となっています。

(1)目的

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の早期の回復を図り、併せて犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とします。

(2)定義

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 犯罪等 | 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。 |
| 2 | 犯罪被害者等 | 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいいます。 |
| 3 | 民間支援団体 | 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体であって、市長が認めるものをいいます。 |
| 4 | 関係機関等 | 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。 |
| 5 | 市民等 | 本市に居住し、勤務し、若しくは通学する者若しくは本市で活動する団体又は本市で事業活動を行うものをいいます。 |
| 6 | 二次被害 | 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいいます。 |
| 7 | 再被害 | 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいいます。 |

(3)基本理念

- 1 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならないものとします。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等及び市民等が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう途切れることなく行われなければならないものとします。
- 3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生を生じさせることのないよう配慮して行われなければならないものとします。

(4)市の役割

市は、(3)の基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施します。

(5)市民等の役割

- 1 市民等は、(3)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平

穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

- 2 本市で事業活動を行うものは、(3)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要な各種手続等を適切に行うことができるよう、犯罪被害者等の就労、就学等について、十分配慮するものとします。

(6)相談、情報の提供等

- 1 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、支援を行うために必要な知識及び技能等を身につけさせるよう努めるものとします。

(7)市民等への啓発活動等

市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、啓発活動等を講ずるものとします。

(8)民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体の果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

(9)見舞金の支給等

市は、犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛を慰しやすくとともに、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとします。

(10)支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

(1)委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

3 施行日

令和7年4月1日 施行（予定）

4 担当課及び連絡先

総務部 ダイバーシティ推進課

〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号

（Tel:047-322-6700 Fax:047-322-6888）